



発行 東京都

◎ 東京都条例第九十五号

東京都知事 小池百合子

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和四十一年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

21

目 次

○特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例………

（東京消防庁）………

第五条第二項第一号中「九千百円」を「九千七百円」に改め、同号ただし書中「一万四千二百円」を「一万四千五百円」に改め、同条第三項中「又は第三号から第六号までのいずれか」を削り、「三百十七円」を「百円」に、「三百三十三円」を「三百八十三円」を、第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については「一人につき二百十七円」に改め、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「一二、五〇〇円」を「一二、九〇〇円」に、「一三、三五〇円」を「一三、七〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一四、五〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「一二、六五〇円」を「一二、一〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、七〇〇円」に、「九、九五〇円」を「一〇、五〇〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

○特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第九五号）

一 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和七年政令第二七号）の施行に伴い、補償基礎額を改定するほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

この条例による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例第五条第二項第二号及び第三項並びに別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに令和七年四月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同年三月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

条 例

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

発行
電話 ○三(五三二二)一一一(代)
郵便番号 163-8001

定価
一本号
(郵送料を含む)
三〇円

印刷所
電話 ○三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号 101-0051